

朝日地区活性化計画

富山県朝日町

平成29年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 朝日地区活性化計画

都道府県名 富山県

市町村名 朝日町

地区名(※1)

朝日町

計画期間(※2)

平成29年度～平成31年度

目 標 : (※3)

朝日地区の主要産業はこの第1次産業であるが、担い手が不足し、今後の農業・林業・水産業の事業継続が危ぶまれている。さらには地区の人口減少も著しいため、後継者育成並びに移住・定住推進による地区の活性化が重要な課題である。このことから、農林水産業の研修生を地区外から受入れることにより、後継者の育成及び就業、並びに移住・定住を推進し、地区内の活性化を行う。
(事業内容)

下記の通り、3つの主軸を設け、相互に連携しながら目標達成を目指す。

①地区外からの研修生を継続的・安定的に受け入れるため、研修生が農林水産業を学びながら共同生活を送れる施設を建設する。

②農林水産業における地域おこし協力隊を募集する。

③学生向けにインターンシップを開催し、農林水産業への就業や移住・定住への意識付けを行い、さらにインターンシップ生から農業振興に向けた新しい発想を模索する。

なお、研修希望者確保のため、朝日町と業務委託契約を交わしている特定非営利活動法人 100万人のふるさと回帰・循環運動水産・支援センター等にて募集を行う。

(数値目標)

町内定住人口の増加(H26～H28の平均227名を4名増加し231名とする)

目標設定の考え方

地区の概要:

朝日地区は、富山県東部に位置し、新潟県と境界を接しており、南には北アルプス、北は日本海に面しており中山間地域指定や過疎地域指定を受けている。

全体面積の約86%は森林で、その内の約45%が国有林である。民有林の面積は6,969haであり、その内人工林は、約29%であり、杉などの針葉樹が主な樹種となっている。

農業の経営耕地面積は、約1,400haで水田の占める割合が99%となっており、稲作が中心の農業となっている。

水産業では、県営宮崎漁港を有しているものの、朝日町漁業協同組合と泊漁業協同組合の2つの漁業協同組合とも組合員の高齢化と減少が続いている。

これら、第1次産業全体の担い手不足を解決する為に、町外からの担い手を受け入れ、定住に繋がるよう平成28年度から農業・林業・水産業者からなる「(仮称)あさひ農林水学舎設立準備委員会」を作り、先進地への視察や受入体制の検討を重ねている。また、大学生を対象とした農業インターンシップの開催や地域おこし協力隊員による農業の活性化に取り組んでいる。さらには、将来を担う40歳以下の若手農業者・水産業者で構成する「あさひ担い手ネット」を組織し、農政新時代に対応出来る経営力や発信力を身につけると共に、外部人材と一緒に地帯を活性化させる為の実践部隊の体制を整えている。

現状と課題

朝日地区は、人口12,433人(平成29年4月1日現在)の地区であり、直近では、1年間で279人(2.2%)が減少している。
また、高齢化率は、41.2%に達し、過疎と高齢化が進んでいる。農業においても人農地プランで地域を中心となる経営体として位置づけられている70経営体の内、経営を担う代表者の年齢は、50歳以下が11人と少なく、集落営農組織も11組織が営農しているが、後継者がいない状態となっている。
水産業も高齢化が著しく、朝日町漁業協同組合と泊漁業協同組合を合せた最も若い漁師は、58歳となっており、60歳以下は1人となっている。
林業は、個人の経営者が皆無となり、林作業は、新川森林組合へ全面的に委託しているが、新川森林組合でも作業員が高齢化している。
このため、第1次産業全体の担い手不足を解消するために、町外から新たな人材を継続的・安定的に受入ると共に、地区の暮らしに馴染めるようサポートする体制づくりが急務となっている。

今後の展開方向等(※4)

町外から新たな人材を継続的・安定的に受入れ、技術的な指導・地区の暮らしに馴染めるようサポートする為に、共同生活を行いながら地域の暮らしに馴染む宿泊棟及び研修棟などを建設する。
宿泊棟・研修棟・実証圃場・農業ハウスを活用した担い手育成はもちろんのこと、1次産業を目指す大学生の農業インターンシップを実施するとともに、都市部の大学と連携した学外授業を実施する。
さらには、移住・定住に向けた県主催の「富山くらし・しごと体験ツアー」など就業希望者向けの研修を実施する。
将来は、運営主体が農業法人化し、実証圃場やハウスでの収穫物を直売し、自主財源による運営を目指す。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
朝日町	朝日地区	新規就農者等技術習得管理施設(新規就農者等技術習得管理施設)	朝日町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
朝日町	朝日地区	農林漁業の地域おこし協力隊の募集	朝日町	無	農林漁業に従事する地域おこし協力隊員を募集
朝日町	朝日地区	朝日町農業インターンシップ事業	朝日町	無	現在は農業のみ実施しているが、施設整備後は林業、漁業も行っていく

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

朝日地区(富山県朝日町)	区域面積(※2)	22,630ha
区域設定の考え方(※3) ①法第3条第1号関係: 朝日町全体面積の約86%は森林で、その内の約45%が国有林である。民有林の面積は6,969haであり、その内人工林は、約29%であり、杉などの針葉樹が主な樹種となっている。 農業の経営耕地面積は、約1,400haで水田の占める割合が99%となっており、稲作が中心の農業となっている。 町内の人口は12,433人(平成29年4月1日現在)であり、直近では、1年間で279人(2.2%)が減少している。 また、高齢化率は、41.2%に達し、町全体が過疎と高齢化が進んでいる。農業においても人農地プランで地域の中心となる経営体として位置づけられている70経営体の内、経営を担う代表者の年齢は、50歳以下が11人と少なく、集落営農組織も11組織が営農しているが、後継者がいない状態となっている。 水産業も高齢化が著しく、朝日町漁業協同組合と泊漁業協同組合を合せた最も若い漁師は、58歳となっており、60歳以下は1人となっている。 林業は、個人の経営者が皆無となり、林作業は、新川森林組合へ全面的に委託しているが、新川森林組合でも作業員が高齢化している。 このような状況から、町全体を計画区域として設定し、活性化を図っていきたいと考えている。 ②法第3条第2号関係: 農業、林業、水産業とも後継者及び担い手の確保が喫緊の課題であり、町全体が1次産業の後継者・担い手不足である。このことから、施設整備を行うことにより、町外から新たな人材を受け入れる体制を整え、定住を促進することにより、活性化につなげたい。 ③法第3条第3号関係: 朝日町では泊地区が市街地を形成している地域であるが、泊地区にも泊漁業協同組合があり、同じく後継者・担い手不足となっており、町全体で1次産業を活性化させるためには外せないところであり、町全体を区域として設定したい。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

毎年の住基人口異動状況を確認し、現状値(H26～H28の平均227人)から4名以上の増加(231人以上)となっているか確認していく。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。